

平成31年 3月29日

利用者の皆様へ

県立ふれあいの村利用料金の改定について

日ごろから県立ふれあいの村をご利用いただきありがとうございます。

さて、平成31年10月1日からの消費税率の引上げに伴う神奈川県立のふれあいの村条例の一部改正により、平成31年10月1日以降の足柄及び愛川ふれあいの村の利用料金について、指定管理者と協議の上、裏面のとおり利用料金を決定しましたので、お知らせします。

つきましては、平成31年10月1日からの利用分については、引上げ後の利用料金となりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後も利用者の皆様のご意見を参考にしながら施設のよりよい運営に努めてまいりますので、皆様のご来村を心からお待ちしております。

神奈川県立のふれあいの村 利用料金及び利用料金免除基準

1 利用料金（2019年10月1日から適用）

区 分		足柄ふれあいの村	愛川ふれあいの村
宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 330円	1人1泊につき 330円
	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	同 660円	同 660円
	その他の者（学齢に達しない者及び65歳以上の者を除く。以下同じ。）	同 1,100円	同 1,100円
宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 165円	1人1回につき 170円
	高校生	同 330円	同 330円
	その他の者	同 550円	同 550円

2 利用料金免除基準

- (1) 心身に障害のある者が利用するとき。
- (2) その他指定管理者が特に必要と認める場合で、教育委員会が承認したとき。